

契約書（案）

医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知の作成業務（以下「本件業務」という）に関し、委託者名古屋市職員共済組合（以下「甲」という。）と、受託者〇〇〇〇（以下「乙」とする。）の間に次の事項について契約を締結する。

（契約の目的）

第 1条 甲は乙に対して、仕様書に掲げる業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。乙はこの契約書及び仕様書に従い当該業務を処理するものとする。

（契約金額）

第 2条 本件業務については、単価契約とし、1通当たり〇〇円とする。
2 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）については、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の82及び第72条の83により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額であり、上記単価に含まれないものとする。

（契約期間）

第 3条 委託契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（業務の実施）

第 4条 乙は、甲の定める計画に従って、受託業務を実施しなければならない。

（当然履行義務）

第 5条 乙は、この契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

ただし、疑義が生じた事項に関しては、両者協議の上施行するものとする。

(医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知等の保管)

第6条 乙は、この契約上の業務を遂行するにあたり、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知等を毀損又は滅失することのないよう安全な管理に努めなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 乙は、甲の承認がなければ、この契約によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、受託業務の実施を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面で再委託する業務内容と再委託先その他甲の求める情報を提示して甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(責任者)

第9条 乙は、業務履行上の責任者を定め、業務の履行状況について、甲に報告するものとする。

2 甲又は甲の職員は、責任者等が業務の履行に著しく不相当と認められるときは、乙に対して必要な措置をとることを求めることができる。

(目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任)

第10条 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない物品を引き渡した場合におけるその不適合について、担保の責任を負わなければならない。この場合において、乙が負う担保責任の期間は、甲がその不適合（数量に関する不適合を除く。）を知った時から1年以内とする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、契約履行上知り得た個人情報又は委託者の秘密に属する事項を自ら利用し、また、他に漏らしてはならない。契約期間満了後又は第18条、

第20条の規定により契約が解除された後においても同様とする。

(目的外の使用等の禁止)

第12条 乙は、この契約上の業務を遂行するにあたり、乙が用意した場所で業務に従事するものとし、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知等を作成業務以外に使用し、また、第三者に提供してはならない。

(検査及び調査)

第13条 甲は、乙に対して業務の実施状況につき、随時調査し、又は報告を求めることができる。

2 甲は、必要があるときは、業務の実施に随時立ち会い、その状況を調査することができる。

3 甲は、乙の提出する報告書及び関係書類により、業務の実施結果の検査を行うものとする。

4 乙は、前項の検査の結果、不合格とされたときは、甲の指定する期日までに、乙の負担により完全なものにしなければならない。

(事故報告義務)

第14条 乙は、この契約上の業務を遂行するにあたり、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知等の毀損、滅失その他事故が生じたときは、直ちに甲に通知するとともに遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(委託料の支払)

第15条 契約代金の支払は、出来高払いとする。

2 乙は、出来高数量の報告とともに、契約単価に出来高数量を乗じた額に消費税等を加え納品の翌月15日までに甲に対し請求をしなければならない。

3 甲は、前項の報告等を検査・確認した結果、契約に定めた事項に適合すると認めたときは、乙から適法な請求書の提出があった日から原則30日以内に支払うものとする。

(履行遅延における違約金)

第16条 乙は、正当な理由がなく債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じて契約単価に予定数量を乗じた額に消費税等を加えた額に、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延違約金として、甲の指定する日までに納付するものとする。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の責めに帰すべき事由に生ぜしめた損害である場合を除き、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が、委託業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の規定により、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。それにより乙に損害が発生しても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、甲の指示監督に従わず、又は甲の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 契約に定めた条件に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。

- (2) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 契約解除の申し出があり、その事由を正当と認めたとき。
- (7) 乙（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当するとき。
 - (ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (エ) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金

を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(オ) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 役員等又は使用人が、(ア) から (オ) までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

3 乙が前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合において、乙は契約単価に予定数量を乗じた額に消費税等を加えた額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(損害の負担)

第19条 乙は、この契約の締結後、契約期間が満了するまでに発生したすべての損害を負担するものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた損害である場合には、この限りではない。

2 前項に規定する損害が天災その他不可抗力により生じた損害で、そのすべてを乙に負担させることが著しく公正を害すると認められる場合は、甲がその一部又は全部を負担する。ただし、その負担する額は、甲の認定する範囲内で甲及び乙が協議して定める。

(談合その他の不正行為に係る委託者の解除権)

第20条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、第18条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、第18条第3項の規定を準用する。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第21条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約単価に予定数量を乗じた額に消費税等を加えた額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約代金の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、契約締結の日における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第46条の2第1項に定める割合で計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散している

ときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(疑義の決定)

第22条 この契約書及び別添仕様書について甲と乙の間で意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

- 2 この契約書及び別添仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者	住	所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	名	称	名古屋市職員共済組合
	代表者職氏名		理事長 中田 英雄

受託者	住	所	
	名	称	
	代表者職氏名		